

## 【資料5】

### 令和8年度県民防災意識向上事業業務委託企画提案競技審査基準

#### 1 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別添「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (2) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、「2 評価基準」により、評点を付す。ただし、審査項目「賃金水準の向上」、「女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した各取組への配点のとおり、評価点を与えるものとする。
- (3) 上記(2)の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (4) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

#### 2 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価	点数		
	「審査の視点」における配点が5点の場合	「審査の視点」における配点が10点の場合	「審査の視点」における配点が15点の場合
優れている	5点	10点	15点
やや優れている	4点	8点	12点
普通	3点	6点	9点
やや劣っている	2点	4点	6点
劣っている	1点	2点	3点

令和8年度県民防災意識向上事業業務委託企画提案競技 審査票

審査委員氏名	
--------	--

●審査項目・配点、評価

審査項目	審査の視点 (配点)	評価				
		優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1 防災シンポジウム及び体験型ワークショップの企画力・構成力 (25点)	① 防災シンポジウム及び体験型ワークショップの企画案は、若年層や親子が気軽に楽しみながら参加でき、県民の防災意識の向上につながる内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
	② ブース出展の企画案は、若年層や親子が気軽に楽しみながら参加でき、県民の防災意識の向上につながる内容となっているか。(5点)	5	4	3	2	1
	③ 事前公報の計画案は、来場者数の増加が期待できるものとなっているか。(10点)	10	8	6	4	2
2 多様な媒体を活用した啓発等の企画力・構成力及び効果 (55点)	④ テレビCMの内容案、放映スケジュール案は、事業の趣旨や目的を理解し、視聴者への訴求を意識した内容になっているか。(10点)	10	8	6	4	2
	⑤ 新聞広告の内容案は、事業の趣旨や目的を理解し、読者への訴求を意識した内容になっているか。(5点)	5	4	3	2	1
	⑥ 動画の構成案は、事業の趣旨や目的を理解し、視聴者への訴求を意識した内容になっているか。(10点)	10	8	6	4	2
	⑦ リーフレットの構成・デザイン案については、事業の趣旨や目的を理解し、読者への訴求を意識した内容になっているか。(10点)	10	8	6	4	2
	⑧ インターネット広告案は、効果的な媒体として採用した理由に十分に根拠があり、効果が期待できるか。(5点)	5	4	3	2	1
	⑨ 秋田県防災ポータルサイト(特設ページ)のデザイン案は、事業の趣旨や目的を理解し、閲覧者への訴求を意識した内容になっているか。(5点)	5	4	3	2	1
	⑩ 提案内容は、事業効果をさらに高める提案者の独自性が盛り込まれているか。(10点)	10	8	6	4	2
3 実施体制・効率性 (10点)	⑪ 全体スケジュールは、防災シンポジウム及び体験型ワークショップの開催と、多様な媒体の活用の組合せを通じて効果的かつ実現可能なものとなっているか。(5点)	5	4	3	2	1
	⑫ 見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。(5点)	5	4	3	2	1
4 賃金水準の向上 (5点)	⑬ 別記配点により採点 (5点)					
5 女性の活躍推進 (5点)	⑭ 別記配点により採点 (5点)					
	(計100点)					／100点

(別記)

賃金水準の向上に関する取組への配点

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3.0	最大5
	2. 00%以上	4.0	
	3. 00%以上	5.0	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

女性の活躍推進に関する取組への配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	0.25	最大0.5
		次世代法 ※3	0.25	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1.0	最大3
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2.0	
	次世代法 ※3	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2.0	
若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		0.5	最大1
	女性の活躍推進企業表彰		0.5	
	子ども・子育て支援知事表彰		0.5	
	男女協同参画社会づくり表彰		0.5	

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を一つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

●意見・コメント等

--